

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">青果市場の低温管理についての取扱業者等の認証の技術的基準</p> <p>1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第13条第1項及び第33条第1項の規定に基づき行う青果市場の低温管理についての取扱業者及び外国取扱業者の認証の技術的基準を規定する。</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 <u>JAS 0011 青果市場の低温管理</u></p> <p>3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、<u>JAS 0011</u>による。</p> <p>4 施設及び設備 JAS 0011 の<u>箇条 4</u>に規定する施設及び設備を保有しなければならない。</p> <p>5 取扱いの管理又は把握の実施方法 5.1 取扱管理責任者の職務 <u>5.4 b</u>)に規定する取扱管理責任者に対して、次の職務を行わせなければならない。 a) 取扱い（JAS 0011 の<u>箇条 4</u>に規定する施設・設備、JAS 0011 の<u>箇条 5</u>に規定する低温管理、JAS 0011 の<u>箇条 6</u>に規定する従事者に対する管理及び教育訓練）の管理〔外注管理（管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。〕又は把握並びに適合の表示に関する計画の立案及び推進 b)～d) (略) 5.2 内部規程 5.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 a) JAS 0011 の<u>箇条 4</u>に規定する施設・設備に関する事項 <u>注記 1</u> (略) b) JAS 0011 の<u>箇条 5</u>に規定する低温管理に関する事項 <u>注記 2</u> 低温管理に関する事項には、次の事項が含まれる。</p>	<p style="text-align: center;">青果市場の低温管理についての取扱業者の認証の技術的基準</p> <p>1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第13条第1項の規定及び同法第33条第1項の規定に基づき行う青果市場の低温管理についての取扱業者及び外国取扱業者の認証の技術的基準を規定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 施設及び設備 JAS 0011 の<u>箇条 3</u>に規定する施設及び設備を保有しなければならない。</p> <p>3 取扱の管理又は把握の実施方法 3.1 取扱管理責任者の職務 <u>3.4 b</u>)に規定する取扱管理責任者に対して、次の職務を行わせなければならない。 a) 取扱い（JAS 0011 の<u>箇条 3</u>に規定する施設・設備、JAS 0011 の<u>箇条 4</u>に規定する低温管理、JAS 0011 の<u>箇条 5</u>に規定する従事者に対する管理及び教育訓練）の管理〔外注管理（管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。〕又は把握並びに適合の表示に関する計画の立案及び推進 b)～d) (略) 3.2 内部規程 3.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 a) JAS 0011 の<u>箇条 3</u>に規定する施設・設備に関する事項 <u>注記</u> (略) b) JAS 0011 の<u>箇条 4</u>に規定する低温管理に関する事項 <u>注記</u> 低温管理に関する事項には、次の事項が含まれる。</p>

－ 低温管理生鮮青果物等の特定（分類又は品目，低温管理を要することとなる周辺温度，保管温度）

（略）

- c) **JAS 0011** の簡条 6 に規定する従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項
- d)～i) （略）
- j) 年間の取扱いの管理又は把握の計画の策定及び当該計画の認証機関等への通知に関する事項
- k) 取扱いの管理又は把握及び適合の表示の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

5.2.2・5.2.3 （略）

5.3 記録等の管理

簡条 6 に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は，低温管理生鮮青果物等を出荷してから2年間（出荷した低温管理生鮮青果物等が消費されるまで通常要すると見込まれる期間が2年間を超える場合はその期間）保存しなければならない。

5.4 （略）

6 記録の作成

次の事項を記録し，保存しなければならない。

- a) 施設・設備に関する事項（**JAS 0011** の簡条 4 参照）
- b) 低温管理に関する事項（**JAS 0011** の簡条 5 参照）
- c) 従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項（**JAS 0011** の簡条 6 参照）
- d)～h) （略）

－ **JAS 0011** の2.1 に規定する低温管理生鮮青果物等の特定（分類又は品目，低温管理を要することとなる周辺温度，保管温度）

（略）

- c) **JAS 0011** の簡条 5 に規定する従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項
- d)～i) （略）
- j) 年間の取扱いの管理又は把握の計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
- k) 取扱いの管理又は把握及び適合の表示の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3.2.2・3.2.3 （略）

3.3 記録等の管理

簡条 4 に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は，低温管理生鮮青果物等を出荷してから少なくとも1年間（出荷した低温管理生鮮青果物等が消費されるまで通常要すると見込まれる期間が1年間を超える場合はその期間）保存しなければならない。

3.4 （略）

4 記録の作成

次の事項を記録し，保存しなければならない。

- a) 施設・設備に関する事項（**JAS 0011** の簡条 3 参照）
- b) 低温管理に関する事項（**JAS 0011** の簡条 4 参照）
- c) 従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項（**JAS 0011** の簡条 5 参照）
- d)～h) （略）